資料2-2

「成長と分配の好循環」の起点となる人への重点投資

参考資料

2022年10月5日 十倉 雅和

中空 麻奈

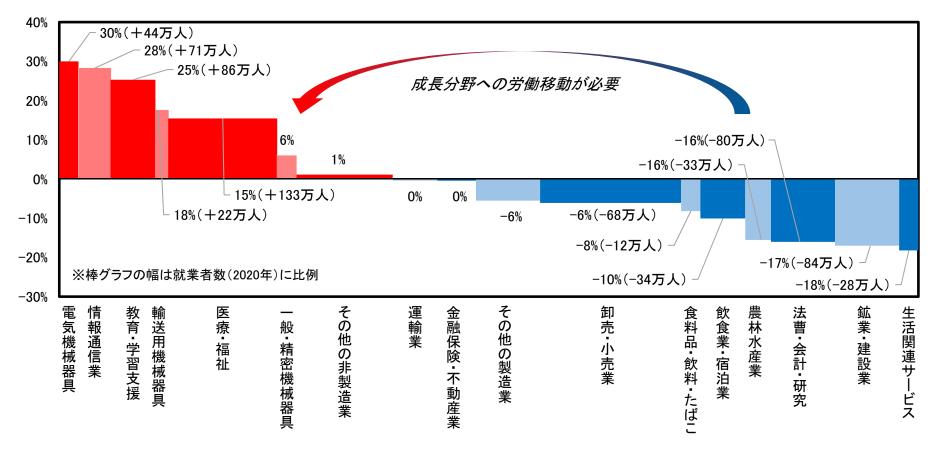
新浪 剛史

柳川 範之

DX・GX等の推進による雇用創出

● DX・GX等の推進によりヘルスケアなどの分野で雇用を創出し、成長分野への労働移動を促す必要。そのためには、「人への投資」による労働者のリスキリングが不可欠。

図1 DX・GXの推進による労働需要の変化(2020年→2030年、人口減少の影響を除くベース) ~ ヘルスケアやDX・GXに係る消費・投資財を生み出す産業等で労働需要が拡大~



(備考)経済産業省「未来人材ビジョン」(2022年5月)及び令和3年度経済産業研究委託調査「成長分野における人材需要の実態把握等に関する調査」における労働需要の推計結果を基に作成。本推計は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の成長実現ケースを踏まえた経済前提の下、デジタル化・脱炭素化といったメガトレンドの進展が考慮されている。2020年から2030年にかけて我が国の15歳以上人口は約500万人減少する見込みだが、上図ではその影響を除いている。人口減少の影響を含めれば、実際の2030年の就業者数は、全産業で300万人程度(=▲500万人×就業率60%)下押しされる。

中長期的な賃金上昇に向けて取り組むべき課題

申長期的に高い賃金上昇を実現させていくには、賃上げの継続に加え、「人への投資」により、成長分野への転職の活発化、 最低賃金引上げの継続、女性雇用の正規化を通じた賃金上昇を生み出す必要がある。

表2 足下の実績を踏まえた賃金上昇の姿

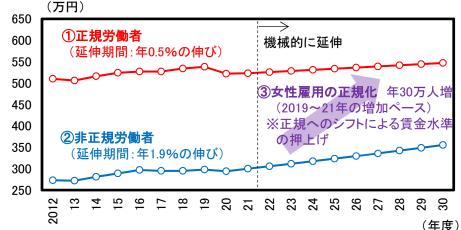
	伸び率	寄与度
①正規労働者の賃金上昇 (コロナ前3年間の所定内給与の平均伸び率)	0.5%程度	0.4%程度
うち処遇改善目的の転職者(正規内)の賃金上昇	5.1%程度	0.1%程度
②非正規労働者の賃金上昇 (コロナ前3年間の所定内時給の平均伸び率 /最低賃金引上げの効果を含む)	1.9%程度	0.3%程度
③女性雇用の正規化 (30万人増、2019~21年平均の実績)	1	0.4%程度
合 計	<u>-</u>	1.1%程度

≪「人への投資」により取り組むべき課題≫

- ⇒ 生産性を向上させ、賃上げ拡大を
- ⇒ <u>成長分野への労働移動</u>を促し、賃金アップ
 を
- ⇒ <u>最低賃金をできる限り早期に1,000円以上</u> とし、賃金水準の底上げを
- ⇒ <u>女性雇用の正規化</u>の流れを拡大し、所得 水準の向上を



図3 雇用形態別の賃金の伸び



以上の取組を通じて、<u>高い賃金上昇</u>を 生み出し、<u>持続的な経済成長を実現</u>

(備考)総務省「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」により作成。処遇改善目的の転職者(正規内)の賃金上昇は、上記データを基に算出。

雇用保険非受給者を受け止めるセーフティネットの強化を

● 求職者支援制度は、コロナ禍の特例措置の効果検証等を踏まえ、雇用保険を受給できない失業者の受け皿として拡充が 必要。

> 図4 失業状況と対応する教育訓練の支援制度(2020年度) ~雇用保険を受給できない者約140万人に対して求職者支援制度の利用者数は2万人程度~

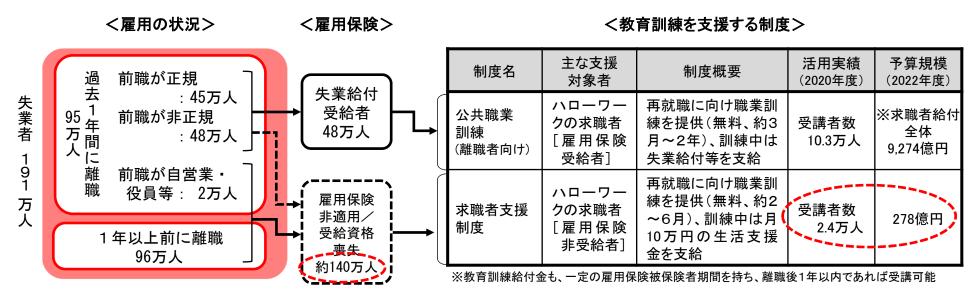


図5 求職者支援制度の利用状況 ~コロナ禍で近年増加も、利用水準は低い~

(万人) 12 9.9 ■求職者支援訓練・受講者数 10 8 ■職業訓練受講給付金・受給者数 6 4 2.8 2.3 2 21 (年度) 2012 13 14 15 16 17 18 19 20

図6 コロナ禍で講じている特例措置(2023年3月末までの時限措置)

	給付金の本 人収入要件	月8万円以下 → <u>シフト制で働く方などは月12万円以下</u>
	給付金の世 帯収入要件	月25万円以下 → <u>月40万円以下</u>
	給付金の出 席要件	病気等のやむを得ない理由の欠席を訓練日の2割まで認める → <mark>理由によらず欠席を訓練日の2割まで認める</mark>
	訓練対象者	再就職や転職を目指す者 → <u>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</u>
)	訓練基準	訓練期間:2か月から6か月 → <u>2週間から6か月</u> 訓練時間:月100時間以上 → <u>月60時間以上</u>

税制を活用してより多くの方にスキルアップ支援を

- 高等教育には、将来の税・保険料収入増等の社会的便益がある。
- 無業者など幅広い個人のリスキリングを支援する税制上の措置を実現すべき。

図7 高等教育を受けることによる将来に渡る社会的便益 (一人当たり、2015年)

~高等教育は、将来の税・保険料収入増等の社会的便益が 公的支援による財政負担を上回る~

(中等教育まで受けた者との対比、万ドル)

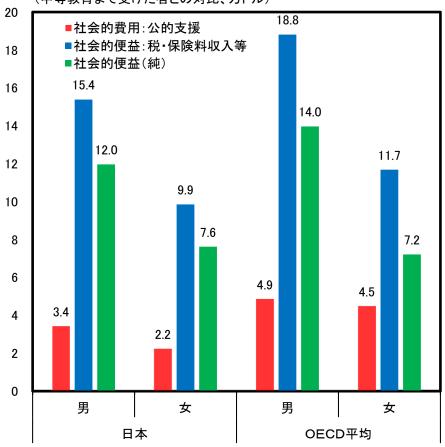


図8 所得税における研修費等の所得控除制度 ~現行制度は、有業者の在職中の業務に必要な研修費等の一部を 当年度に控除する仕組み~

	給与所得者の 特定支出控除	個人事業主の 必要経費としての控除
対象者	·給与所得者本人	・個人事業主又はその従業員
対象費用	・当年度に発生した、給与所 得者の特定支出の合計 - <u>職務に必要な技術や知識</u> <u>を得るための研修費や資格取得費</u> -通勤費、転居費等	・当年度に発生した、業務に 必要な技能や知識を得るた めの研修費等
控 除 額	・特定支出の合計額がその年 中の給与所得控除額の2分 の1を超える額を所得控除	・当該技能や知識を得るため に通常必要とされるものに 限り、必要経費に算入し、所 得控除

(備考)OECD「Education at a Glance」、国税庁資料等により作成。左図の高等教育には、大学・大学院のほか、労働市場に直接結び付く技術的・職業的スキルのプログラム(最低2年以上)も含まれる。将来の費用 と便益は割引率2%で計算されている。

デジタルを活用したマッチングを支援する環境整備の加速を

● ジョブ型雇用の下で、労働移動促進を図るには、職業情報の更なる見える化が不可欠。jobtag(日本版O-NET)について、転職に必要な資格等に関する情報を拡充し、整備を加速すべき。

図9 転職に当たっての行政への要望(2020年) ~個人の情報提供への要望は大きい~

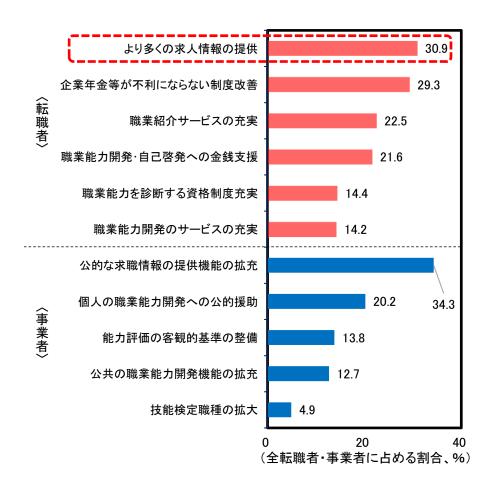
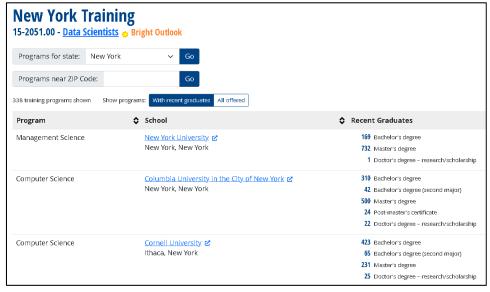


図10 米国版O*NETの掲載情報 ~米国版では、職業ごとに必要なスキルと、それを習得する ための地域別の講座が結び付けられている~

<訓練プログラムの紹介ページ> 地域:ニューヨーク州、職業:データサイエンティストの例





○日本版O-NETでも、職業からスキル・資格へのつながりを見える 化するとともに、スキル・資格から職業へのつながりも見える化し、 マッチングを支援すべき。

教育訓練支援は企業ニーズにマッチした講座開設が必要

労働移動を促進するには、企業ではなく個人向けの給付である教育訓練給付の活用が重要。専門実践教育訓練給付には、 訓練分野ごとあるいは地域ごとの偏在があり、是正が必要。

図11 教育訓練給付制度の概要

	専門実践 教育訓練給付	特定一般 教育訓練給付	一般教育訓練給付
対 象	特に中長期的な キャリア形成に資 する教育訓練が対象(大学・専門学校 への通学など主に 1年以上の学習を 要するものなど)	特に速やかな再就 職及び早期のキャ リア形成に資する 教育訓練が対象 (主に1年以内で独 占資格等の取得を 目指すものなど)	左記以外の雇用の 安定・就職の促進 に資する教育訓練 が対象
給付内容	費用最大70%支援 (上限年間56万円 ・最長4年間)	費用40%支援 (上限20万円)	費用20%支援 (上限10万円)
講座数 (2022年4月時点)	2,627講座	557講座	11.378講座
受給者数 (2021年度実績)	3.5万人	0.2万人	8.9万人
支給額 (2021年度実績)	128億円	2億円	34億円

図12 専門実践教育訓練給付の目標資格別対象講座 (2022年10月時点)

~デジタル関連での講座開設はわずかにとどまる~

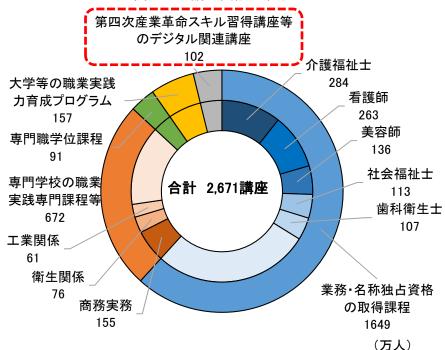


図13 専門実践教育訓練給付の 都道府県別対象講座 (2022年10月時点) ~都道府県別の被保険者数に対し、 講座数にはバラつきがある~

